

徳島県議会
議会改革行動計画(第4期)
(令和6年3月策定)

議会改革行動計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、地方公共団体の権限が拡大したことに伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会は、知事等の執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能のさらなる充実・強化が求められている。さらに、住民自治の充実という観点から、開かれた議会実現のための方策も模索されている。

このような状況を踏まえ、各都道府県議会においては、議会改革のための委員会等を設置し、その機能強化等について検討がなされるなど、様々な取り組みが行われている。

本県議会においては、旧来から「議会のあり方検討委員会」等において、議会改革について鋭意協議を重ね、所要の議会改革を進めてきたところであるが、さらに、平成23年度に設置した「議会改革検討会議」における議論に基づき、議会は自治体の最高責任者であるとの認識の下、県民の負託に全力で応え、県政の発展に寄与する議会を築くため、最高規範となる「徳島県議会基本条例」を制定し、全国初となる「議会改革行動計画」を策定する旨の条項を設け、^{たゆ}弛まぬ議会改革に努めることとした。

そして、これまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、継続して取り組むため、「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」及び「開かれた議会」の3つの視点から、体系的な議会改革に取り組むこととし、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定めた「議会改革行動計画」を策定し、同計画の趣旨に沿って各種施策を展開しているところである。

今回策定した「議会改革行動計画（第4期）」については、令和5年4月からの新たな任期において取り組むべき主要課題とその数値目標について定めたものであり、

- ・「議会機能の強化」では、オンライン委員会をはじめとする議会DXやハラスメント防止対策など

- ・「効果的な議会運営」では、改選期における議会日程の決定

- ・「開かれた議会」では、託児サービスや県民との意見交換会の実施などについて新たにに取り組むこととした。

2 計画の性格

本県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた徳島県議会基本条例第30条の規定に基づき、議会改革行動計画を策定する。

本県議会は、この計画の趣旨に沿って施策を実施することにより、議会改革に継続的に取り組む。

なお、議会改革行動計画は、議員の改選期ごとに見直すものとしており、また、本計画について調査・審議するため、議会改革検討会議を設置することができるとしている。

3 計画期間

行動計画（第4期）の計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

4 計画の体系

議会改革行動計画では、本県の議会改革を推進するため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県議会基本条例に定められた基本理念を踏まえ、3つの策定の視点を明示し、それぞれの主要課題ごとに具体的な推進方策やその数値目標をまとめている。

- 3つの策定の視点
 - I 議会機能の強化
 - II 効果的な議会運営
 - III 開かれた議会

5 進行管理

この計画の推進にあたっては、改選期ごとにその進捗状況を公表し、また、特に数値目標の達成状況については毎年度当初の会長・幹事長会において報告を行い、着実な推進を図る。

6 計画の構成

この計画は、以下のとおり構成する。

第1 議会改革行動計画（第4期）における新たな取り組み

第2 継続して推進する取り組み

I 議会機能の強化

- ・ 議会基本条例の制定
- ・ 議員定数の検討
- ・ 議会改革の推進
- ・ 監視・評価機能の強化
- ・ 政策提言・政策立案機能の強化
- ・ その他の議会機能の強化

II 効果的な議会運営

- ・ 年間日程の公表
- ・ 本会議の運営
- ・ 委員会の運営

III 開かれた議会

- ・ 県民への説明責任
- ・ 県民ニーズの反映
- ・ 県民への情報発信

第1 議会改革行動計画（第4期）における新たな取り組み

人口減少や少子高齢化の進行により社会構造が変化中、県民ニーズや地域課題は、多様化・複雑化しており、地方議会の役割がますます重要となっている。

こうした時代の変化に的確に対応していくためには、多様な人材が政治に参画し、広い視点で議論することが必要である。

一方、全国的にも、政治への関心の低さを背景とする投票率の低下、女性や若者など多様な人材の政治参画が進まないことなどが問題となっており、喫緊の課題として対策を講ずる必要がある。

また、切迫する南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害の発災時や感染症まん延時等の緊急時においても円滑に議会を運営するため、ICTを積極的に活用することにより、危機管理体制の強化を図ることが求められている。

そこで、議会改革行動計画（第4期）においては、直面する様々な課題の解決に挑戦するべく、これまで進めてきた様々な取り組みはもとより、誰もが政治参加しやすい環境づくりや議会DXのさらなる推進に焦点を当て、新たに施策を推進することとした。

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要・工程表

- 大規模な災害や感染症のまん延のほか育児や介護など、やむを得ず議会へ参集できない事態に備え、委員会へオンラインで出席できる体制を整備します。
また、委員会視察や勉強会等において、適宜、オンラインの活用を推進することにより、さらなる議会DXを推進します。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○オンライン委員会の実施	-----	整備・推進		→
○オンライン視察・勉強会の実施	推進			→

- ハラスメントに関する議員一人一人の意識を高めるとともに、議会内に相談窓口を設置することで、ハラスメントを起こさない環境を整備します。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○ハラスメント防止研修の実施	実施・推進			→
○ハラスメント相談窓口の設置	設置・推進			→

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要・工程表

- 3 旧姓使用に関する規定を設けたり、議員活動と家庭生活の両立を支援することで、女性や若者など多様な人材が議会活動に参画しやすい環境整備に努めます。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○議員の旧姓使用の明文化				→
	施行・推進			
○託児サービスの実施	-----			→
		整備・推進		

- 4 議員が長期にわたり欠席した場合に議員報酬を減額する規定の整備に向けて、検討を行います。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○長期欠席に係る議員報酬の減額制度の整備	-----			→
		検討		

- 5 普及が進む電子書籍の利用に関して、県立図書館の閲覧サービスを活用することにより、議員の政策立案機能の強化を図ります。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○県立図書館の電子書籍閲覧サービスの活用				→
	推進			

【重点戦略2】 効果的な議会運営

主要事業の概要・工程表

- 1 議員改選期においても、例年どおり、翌年度（次の任期の初年度）の議会年間日程を事前に決定し、公表することで、切れ目のない議会活動を推進するとともに、速やかな情報提供による県民サービスの向上を図ります。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○改選期における翌年度の議会日程の決定・公表				→ 決定・公表

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要・工程表

- 1 子育て世代の方も安心して県議会の傍聴ができるよう、託児サービスを実施することで、誰もが参加しやすい議会づくりを推進します。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○託児サービスの実施【再掲】	-----	整備・推進		→

- 2 県民と議員が県政に関する身近なテーマについて直接意見を交わすことにより、県民の声を議会活動に反映させ、県民の県議会への関心を高めるとともに、理解の促進を図ります。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○県民と議員の意見交換会の実施				→ 実施・推進

- 3 中学生を対象に議員が県議会や議員活動に関するセミナーを行うことにより、近い将来有権者となる中学生の県議会や政治への関心を高めるとともに、理解の促進を図ります。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○中学生県議会セミナー（議員出前授業）の実施	-----	実施・推進		→

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要・工程表

- 4 ホームページや「県議会だより」の内容をより分かりやすくするなど情報発信の充実・強化を図ることにより、一層身近で親しみやすい県議会を目指します。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○県議会ホームページの充実 （議員紹介ページの充実など）	実施・推進			→
○「県議会だより」の リニューアル （横書きへの統一など）	-----	実施・推進		→
○議会日程の実績公開	実施・推進			→
○改選期における翌年度の 議会日程の決定・公表【再掲】				→ 決定・公表
○議会インターネット中継 （録画配信）における 本会議質問項目の掲載	実施・推進			→

第2 継続して推進する取り組み

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

1 議会基本条例の制定

- 県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた議会基本条例を制定することにより、議会機能の強化や開かれた県議会の実現を図ります。

○ 議会基本条例の制定 ⑳制定

2 議員定数の検討

- 地方分権時代における二元代表制の一翼として、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、県民の多様な意見を県政に反映させるに足りる適正な議員定数等について検討を行います。

3 議会改革の推進

- 議会基本条例に議会改革行動計画の策定や議会改革検討会議の設置を位置づけ、議会改革の進行管理と見直しを図ることにより、議会改革に向けた不断の取り組みを行います。

4 監視・評価機能の強化

- 県行政に係る基本的な計画の立案段階から、議会が積極的な役割を果たす必要があることから、基本計画議決条例を制定し、県行政に対する監視・評価機能の充実に努めます。

○ 基本計画議決条例の制定 ㉑制定

5 政策提言・政策立案機能の強化

- 二元代表制の一翼として、県政の各分野に対し、政策の理念や具体的な施策を提案していくことが求められている中、議員提案による政策条例制定の動きを加速させるため、検討組織を設置し、政策立案機能の強化に努めます。

○ 政策条例検討会議の設置 ㉒設置

- 住民ニーズや政策課題を踏まえた議員提案による政策条例の制定を促進します。

○ 有識者や行政機関、関係団体から専門的意見の聴取 ㉓から実施

- 議員提案により制定した政策条例が、県民生活に効果のあるものであるかどうか検証を行います。

○ 議員提案政策条例の検証 ㉔から実施

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

- 議会活動に資するため、必要な資料の調査を行います。
 - 「新聞ダイジェスト」や国の法改正・政策、全国の動き等をまとめた「調査レポート」を積極的に活用します。
 - 議会図書室の蔵書の増加など、議会図書室の充実・活性化を図ります。
 - 蔵書の充実
 - ・ 新規図書数 ⑤ 100冊 → ⑧ 400冊 (累計)
 - 県立図書館のレファレンス機能(※)の有効活用
(※) 資料・情報を求める利用者に対する文献の紹介・提供など ⑳から実施
 - 新着図書・資料情報のホームページ・全庁掲示板への掲載 ㉔から実施
 - テーマ展示コーナーの通年開設 ①から実施
 - 図書室だよりの充実 ①から実施
 - 県議会と県内大学が相互に協力することにより、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的に包括連携協定を締結し、目的達成に有益な事業を実施します。
 - ・ 徳島文理大学 平成 22 年度締結
 - ・ 四国大学 平成 24 年度締結
 - 議会インターンシップにおける学生の受入人数 ⑤ 5人 → ⑧ 20人 (累計)
 - 大学生の議場見学出席者数 ⑤ 50人 → ⑧ 200人 (累計)
 - 調査レポートへの大学教員、大学院生等の寄稿数 ⑤ 1件 → ⑧ 4件 (累計)
 - 本会議傍聴への出席学生数 ⑤ 15人 → ⑧ 60人 (累計)
 - 県議会議員との意見交換会等の出席学生数 ⑤ 180人 → ⑧ 720人 (累計)
 - 議会ホールの提供 ⑤ 1件 → ⑧ 4件 (累計)
- 議員自らが「防災士」や「認知症サポーター」などの資格等の取得に積極的に取り組むことにより、県の施策への提言や地域での活動に役立てます。

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

6 その他の議会機能の強化

- 関西広域連合の議事機関として、条例の制定改廃、予算の議決等を伴う関西広域連合議会の議員を選任し、その活動を推進します。 ⑳設立
- 全国都道府県議会との情報交換や緊密な連絡調整などにより積極的かつスピーディーな要望・決議を行います。
 - 全国都道府県議会議長会
 - 四国4県議会正副議長会議
 - 中国四国九県議会正副議長会議
 - 近畿2府8県議会議長会議
 - 南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県議会議長会議
 - 財政基盤強化対策県議会議長協議会
 - 地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会
 - 太平洋新国土軸推進府県議会議長連絡協議会
 - 離島振興対策都道府県議会議長会
- 議会運営に影響を与えかねない危機事象に対応したマニュアルを策定し、危機管理体制の充実強化を図ります。
 - 徳島県議会業務継続計画（議会BCP） ㉑策定
- 財政健全化に資するため、引き続き、議会費の見直しに向けた検討を行います。
 - 費用弁償（応召旅費）を実態に応じた支給へ変更 ㉒から実施
- 議会の政策立案機能を高めるため、議会事務局組織を強化します。
 - 議会事務局内プロジェクトチームの設置 ㉓から設置
 - 政策法務担当室長の配置（法制文書課長の併任） ㉔配置

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

- 議会棟における情報通信環境やタブレット端末の整備などにより、議会DXを推進し、ペーパーレス会議の実現、情報収集や調査活動の活性化等による議会機能の充実・強化を図ります。
 - 情報通信環境及びタブレット端末の整備 ③ 整備
 - ペーパーレス会議システム ④ 導入

- 女性や若者など多様な人材の政治参加を促すため、議員活動と家庭生活が両立しやすい環境整備に努めます。
 - 徳島県議会会議規則の改正（議会の欠席理由）
 - ・ 育児や介護、配偶者の出産補助等を明文化 ① 施行
 - ・ 議員の出産を明文化 ③ 施行

- 県議会の規則や申し合わせ等について、県民のニーズや経済社会情勢に応じ、適宜見直しを行い、議会の活性化に努めます。

【重点戦略2】 効果的な議会運営

主要事業の概要

1 年間日程の公表

- 議会の年間日程を作成し、公表することにより、県議会に対する県民の関心・理解を深め、傍聴や請願・陳情の提出など、県民サービスの向上を図ります。

○議会の年間日程の作成・公表 ①から実施

2 本会議の運営

- 代表・一般質問の発言通告について、質問項目に加え、質問の内容をまとめた質問の要旨を通告するとともに、質問前日にホームページに掲載することにより、県民サービスのさらなる向上を図ります。

○質問要旨の通告及びホームページ前日掲載 ①から実施

- 本会議での「質疑」や「討論」による議員の活発な議論を通じ、議会の活性化を推進します。

- 本会議開会時において議案等を配置するなど、県民サービスの向上に努めます。

○傍聴者ロビーに議案及び説明資料を配置 ⑳から実施

○議案等のホームページ公開 ㉓から実施

- 県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。

○議員の議案・請願に対する表決態度のホームページ公表 ㉗から実施

3 委員会の運営

- 委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。

○モニター室における委員会説明資料の配置 ⑮から実施

○委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開 ㉓から実施

- 委員会の調査・審査に資するため、公聴会・参考人制度を積極的に活用し、県民意見等を審議に反映させるとともに、議会の活性化を図ります。

【重点戦略2】 効果的な議会運営

主要事業の概要

- 委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。
 - 委員会視察結果のホームページ公開 ⑱から実施

- 委員会視察のあり方や実施方法を見直し、調査の活性化を図ります。
 - 県内視察の充実 ㉔から実施

- 委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の向上と委員会視察の充実を図ります。
 - 意見交換会の実施 ㉔から実施

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要

1 県民への説明責任

- 政務活動費の適正執行及び使途の透明性を確保するとともに、県民への積極的な情報の公開や提供を推進します。
 - 政務活動費の収支報告書への領収書添付を義務化 ⑳から実施
 - 政務活動費の収支報告書のホームページ掲載 ㉕から実施
 - 政務活動費の使途・手続等に関する指針（ガイドライン）の改訂 ㉗㉙改訂
 - 政務活動費の活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載 ㉘から実施
 - 政務活動費の海外調査における対象経費を明確化するとともに、海外調査報告書の提出を義務化など ㉙から実施
- 県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。（再掲）
- 会派が行った視察結果を各会派のホームページ等で公開するなど、会派活動の積極的な情報発信に努めます。
 - 会派視察結果の積極的な公開 ㉗から実施

2 県民ニーズの反映

- 広く県民のニーズをくみ取るため、請願・陳情制度、パブリックコメント、県民アンケート、議長へのメール等の周知に努め、積極的に活用します。
- 委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。（再掲）
 - 意見交換会の実施 ㉘から実施

3 県民への情報発信

- 開かれた県議会を確立するため、定例会ごとに正・副議長による定例記者会見を実施し、議会活動についての情報発信を行います。
 - 記者会見の実施 ㉚から実施
- 本会議の開催時期の周知・広報に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。
 - 本会議傍聴者数 ⑤ 1,500人 → ⑧ 6,000人（累計）

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要

- 県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。（再掲）
 - 議員の議案・請願に対する表決態度のホームページ公表 ⑳から実施

- ケーブルテレビを活用した情報発信に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。
 - ケーブルテレビ放映社数 ⑤ 17社
 - CATVで視聴可能な市町村数 ⑤ 23市町村

- 議会情報を積極的にホームページ等で公開することにより、県民への迅速な情報の提供など県民サービスの向上を図ります。
 - 議会ホームページのアクセス数
⑤ 600,000件 → ⑧ 2,400,000件（累計）
 - 本会議インターネット中継のアクセス数
⑤ 15,000件 → ⑧ 60,000件（累計）
 - 本会議の会議録検索システムのアクセス数
⑤ 70,000件 → ⑧ 280,000件（累計）
 - 「議会のしおり」（リーフレット）、「議会の概要」（冊子）の配付
 - モニター室における委員会説明資料の配置（再掲） ⑮から実施
 - 委員会視察結果、委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開（再掲）
⑲、⑳から実施
 - 正副議長による定例記者会見のホームページ掲載 ㉒から実施
正副議長による定例記者会見の動画配信（You Tube） ⑤から実施
 - 傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置（再掲） ㉓から実施
 - 議案等のホームページ公開（再掲） ㉓から実施
 - 議会関係予算のホームページ掲載 ㉔から実施
 - 議員連盟活動のホームページ掲載 ㉔から実施
 - 政務活動費の収支報告書、活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載（再掲）
㉕、㉖から実施
 - 県内市町村議会ホームページへの県議会ホームページのリンク設定
㉖から実施
 - 会派視察結果の積極的な公開（再掲） ㉗から実施
 - 関西広域連合議会情報のホームページ掲載 ①から実施
 - 広報動画の You Tube 配信 ②から実施

- 委員会審議のインターネット公開について、検討を行います。

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要

- 議会活動の情報を広く県民に提供するため、新聞発行する「県議会だより」等の内容充実、適期の情報発信を行うことにより、県民の議会に対する理解の促進を図ります。
 - テレビスポット・ラジオスポットの有効活用 ⑫から実施
 - 「県議会だより」録音版の発行、ホームページ掲載 ⑲から実施
 - 「県議会だより」における広報特集記事の掲載 ⑳から実施
 - 「県議会だより」点字版の発行 ②から実施
 - 「県議会だより」のタブロイド版（４ページ）への変更 ②から実施

- 議員一人一人が広報マンとなり、県内外に徳島の魅力をアピールします。
 - 「とくしまの魅力と実力」（リーフレット）の作成・活用 ㉔から実施

- 子どもから大人まで多くの県民の議会への関心を高め、議会を身近に感じてもらうため、様々な県議会体験・見学プログラムを実施するなど、より一層の「開かれた県議会」、「親しみやすい県議会」の推進を図ります。
 - 議会コンサート等の開催 ⑤ ２回 → ⑧ ８回（累計）
 - 議会見学会の実施 ⑤ ３０回 → ⑧ １２０回（累計）
 - 議会活動展示パネルの設置 ㉔から実施
 - 県議会小学生社会見学ツアーの実施 ㉕から実施
 - 小学生向け模擬議会体験の実施 ②から実施
 - 県立総合大学校との連携による認定講座の開設 ㉕から実施

- 障がい者にとって利用しやすく、分かりやすい議会とすることにより、障がい者の政治参加を推進します。
 - バリアフリートイレの整備 ②整備
 - パーキングパーミット制度を活用した駐車場の整備 ③整備
 - 「県議会だより」点字版の発行（再掲） ②から実施

- スポーツ・芸術文化活動等において、その成績が特に顕著なものを表彰し、その努力と功績を称え励ますことにより、徳島県の次代を担う人間性豊かな児童、生徒及び学生の健全育成を図ります。
 - 県議会表彰の実施 ㉔から実施